

令和3年第13回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年12月10日（金） 午後3時

2 開催場所 プラザマリュウ五所川原

3 出席委員 20名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第90号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第91号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第92号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第93号 農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第94号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について
議案第95号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第96号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
報告第15号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
報告第16号 競売公売買受適格者の証明に係る農地法第3条許可の交付について
報告第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可処分の取消について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	浅利 寿夫
次長	川口 均
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

支所長	佐藤 勝秀
-----	-------

農林水産課

主任	山田 竜太郎
----	--------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 3 年第 1 3 回総会を開会いたします。

はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。

森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 20 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の指名」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、1 番 金谷委員、2 番 乗田委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、佐藤市浦支所長、農林水産課の山田主任をお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和3年11月25日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、金澤榮推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業2件、あおもり農業支援センター事業2件を適正に処理したことを報告いたします。

次に令和3年12月3日午前9時30分から、小笠原委員、乗田委員で五所川原地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第90号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第90号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転7件、無償所有権移転10件です。2ページをご覧ください。

1 番 大字飯詰字森越、田3筆、合計3,913㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額978,250円の有償移転です。

- 2 番 大字毘沙門字熊石、田 1 筆、2,914 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 582,800 円の有償移転です。
- 3 番 大字長富字中道より南、田 2 筆、合計 4,106 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 100,000 円の有償移転です。
- 4 番 十三土佐、田 3 筆、合計 4,642 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 850,000 円の有償移転です。
- 5 番 大字藻川字村崎、田 1 筆、161 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 40,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字稲実字開野、田 2 筆、合計 161 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 30,000 円の有償移転です。
- 7 番 大字俵元字松代ほか、畑 2 筆、合計 2,509 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 300,000 円の有償移転です。
- 8 番 大字桜田字鴻ノ巣、畑 2 筆、合計 285 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。
- 9 番 金木町神原小泉、田 1 筆、228 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。

- 1 0 番 金木町芦野ほか、田 5 筆、畑 3 筆、合計 1 0, 1 9 6 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。
- 1 1 番 金木町沢部、田 2 筆、合計 1, 3 0 1 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。
- 1 2 番 大字小曲字豊成、田 1 筆、2 4 4 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ贈与による無償所有権移転です。
- 1 3 番 大字藻川字善津袋、田 1 筆、8 5 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ贈与による無償所有権移転です。
- 1 4 番 金木町川倉七夕野ほか、田 22 筆、畑 2 筆、合計 41, 764 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ一括贈与による無償所有権移転です。
- 1 5 番 十三土佐、田 2 筆、合計 6, 3 9 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ一括贈与による無償所有権移転です。
- 1 6 番 金木町中柏木不動野ほか、田 10 筆、畑 2 筆、合計 11, 716 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ贈与による無償所有権移転です。
- 1 7 番 金木町中柏木不動野ほか、田 6 筆、合計 1 2, 6 1 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ贈与による無償所有権移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議長 議案第90号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第90号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第90号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第91号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題いたします。

参与より説明をお願いします。

参与 12ページをご覧ください。

議案第91号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件です。

13ページをご覧ください。

1番 字蘇鉄、田1筆、231㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は一般個人住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から北西へ約 1.7km に位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた地域であるため、第 3 種農地と判断されます。

申請人は現在、借家住宅に住んでいるが、子供の成長と共に借家住宅では手狭になるため、住宅新築を計画し土地を探したところ学校や、現在住んでいる借家住宅に近く、子供の生活環境が大きく変化しないと判断し今回の申請に至りました。北側は道路、東・西側は宅地、南側は農地に面しているが L 型擁壁を設置するため土砂の流出を防ぎます。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断される。資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、14 ページをご覧ください。

議 長 議案第 9 1 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 9 1 号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 9 1 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第 9 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に係る決定について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与

15 ページをご覧ください。

議案第92号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定88件、所有権移転4件です。

16 ページ、番号1番から60 ページ88番までの利用権設定88件については皆様のお手元にお配りしています農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

61 ページ、番号1番から62 ページ4番までの所有権移転4件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長

議案第92号についての説明が終わりました。

閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員

(5分間閲覧)

議 長

それでは時間となりましたので、議案第92号の1番・2番・63番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員

(なし)

議 長

ご質問がないようですので、議案第92号の1番・2番・63番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第92号の1番・2番・63番以外について原案のとおり決定いたします。
つづきまして、利用権設定1番について審議いたします。
「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、6番、秋谷委員には退席をお願いいたします。

秋谷委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定1番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定1番について原案のとおり決定いたします。
6番 秋谷委員の入室を許可いたします。
つづきまして、利用権設定2番・63番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、11番、佐藤委員には退席をお願いいたします。

佐藤委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議長　　ご質問がないようですので、利用権設定２番・６３番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員　　（異議なしの声あり）

議長　　ご異議がないようですので、利用権設定２番・６３番について原案のとおり決定いたします。

１１番　佐藤委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第９３号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題とします。

参与から説明をお願いします。

参与　　６３ページをご覧ください。

議案第９３号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので、農業委員会の意見を求めるものであります。件数は１件です。

別紙Ａ３サイズの一枚用紙をご覧ください。

１番　利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は金木町嘉瀬雲雀野ほか、田１６筆、期間は１０年。借り賃は１０ａあたり２５，０００円です。

受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接のためです。

以上、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸（てんたい）となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより市農林水産課が選定しています。

議 長 議案第 9 3 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 9 3 号について原案
のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 9 3 号について原案
のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第 9 4 号「空き家バンク登録にかかる
農地の別段の面積及び区域の指定について」を議題と
いたします。

参与からの説明をお願いします。

参 与 6 4 ページをご覧ください。

議案第 9 4 号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の
面積及び区域の指定について」、農地法第 3 条第 2 項第 5 号
の規定の適用を受けるため、下記のとおり別段の面積及び
区域の指定申請書の提出があったので審議を求める。申請
件数 1 件

1 番 農地の所在は大字原子字山元、地目は畑、所有者、願出
人は記載のとおりです。

「五所川原市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準に
より、申請書の提出がありました、五所川原東地区は、遊
休農地が相当程度存在し今後も増加することが予想され、
当該区域の位置及び規模からみて別段面積を引き下げた場
合においても、区域内及び周辺の農地等の効率的な利用に
支障を来たすおそれがなく、新規就農者等の受入れを促進
するため、空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積を

1 m²とし、区域は五所川原東地区と設定したいので、承認を求めるものです。

議長 議案第94号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第94号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第94号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第95号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 65ページをご覧ください。

議案第95号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により五所川原市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものです。

農用地区域からの除外7件です。

66ページをご覧ください。

整理番号令和3年5番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字飯詰字沢田、変更面積は4,112 m²、現況は雑種地、台帳地目は田です。変更する理由は資材・重機置場の変更です。申し出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から北東へ約5.1 kmに位置し、農地が散在し、周囲を山林等に囲まれた小集団の農地

であるためその他の農地（第2種農地）と判断されます。

申請人からの変更申し出書によりますと、事業目的は、資材・重機置場で土地利用計画から資材・重機置場3, 482㎡、通路630㎡であり、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

整理番号令和3年6番変更の区分は除外であります、変更する土地が農地でないため非農地と判断されます。

整理番号令和3年7番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字新宮字岡田、変更面積は684㎡、現況、台帳地目は田です。変更する理由は事務所兼資材置場の変更です。申し出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から北西へ約1.8kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、10ha以上規模の一団の農地であるため、不許可の例外として集落接続（第1種農地）と判断されます。

申請人からの変更申し出書によりますと、事業目的は、事務所・資材置場で、土地利用計画から事務所166㎡、資材置場191㎡、通路巡回スペース327㎡であり、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

整理番号令和3年8番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字梅田字間瀬、変更面積は1,878㎡、現況、台帳地目は畑です。変更する理由は共同墓地設置の変更です。申し出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約5kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、10ha以上規模の一団の農地であるため、不許可の例外として集落接続（第1種農地）と判断されます。

申請人からの変更申し出書によりますと、事業目的は、共同墓地の設置で、土地利用計画から墓地区画550㎡、駐車場及び通路1,328㎡であり、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

整理番号令和3年9番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字七ツ館字鶴ヶ沼、変更面積は344㎡、現況地目、樹園地、台帳地目は畑です。変更する理由は一般個人住宅建築です。申し出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約6.8kmに位置し、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で周りを宅地や道路、池などで分断された農地で、その規模が10ha未満(5.5ha)の一団の農地であるため第2種農地と判断されます。

申請人からの変更申し出書によりますと、事業目的は、一般個人住宅建築で、土地利用計画から建築規模の目安となる500㎡以内であり、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

整理番号令和3年10番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字唐笠柳字藤巻、変更面積は4,600㎡、現況、台帳地目は田です。変更する理由は建売住宅建築の変更です。申し出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約6kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、10ha以上規模の一団の農地であるため、不許可の例外として集落接続(第1種農地)と判断されます。

申請人からの変更申し出書によりますと、事業目的は、建売分譲15棟の建築で、土地利用計画から住宅用地3,749㎡、緑地180㎡、通路671㎡であり、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断さ

れます。

整理番号令和3年11番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字浅井字種取、変更面積は6,839㎡、現況、台帳地目は田です。変更する理由は事務所、資材置場の変更です。申し出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約4.7kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、10ha以上規模の一団の農地であるため、不許可の例外として集落接続（第1種農地）と判断されます。

申請人からの変更申し出書によりますと、事業目的は、事務所、資材置場で、土地利用計画から事務所133㎡、資材置場1,770㎡、通路旋回スペース4,936㎡、であり、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

以上のことから、農振除外及び農地転用が可能な案件であり、許可相当であると判断されます。

計画変更箇所位置図は、67・68ページをご覧ください。

議長 議案第95号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第95号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第95号について原案のとおり決定し、許可相当の意見を付して、市長に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第96号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）についてを、議題といたします。
参与より説明をお願いします

参 与 69ページをご覧下さい。

議案第96号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について。不動産取得税徴収猶予の適用を受けている下記の受贈者は、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係わる農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。

70ページの20件について特例の適用を受けようとする農地で農業経営を継続していることから不動産取得税の徴収猶予を引き続き受けれる者と判断されます。

議 長 議案第96号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第96号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第96号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案90号から議案第96号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長 _____

(金谷 広大)

1 番 委 員 _____

(乗田 栄一)

2 番 委 員 _____